

193

パーキンソン病の社会的認識をたかめよう!!

全国パーキンソン病 友の会会報	〒315 茨城県石岡市若松1-7-5	NO. 20
支 部 だ よ り	電話0299-22-5580	発 行
	(郵便振替口座番号) 宇都宮0-38042	平成3年
	(加入者名) 全国パーキンソン病友の会茨城県支部	1991. 8. 10

目 次

身体障害者手帳の交付

- (1) 身体障害者の範囲と等級 ————— P 3
- (2) 身体障害者手帳の取得や変更するための手続 ————— P 4

日常生活援助

- (1) 日常生活用具の給付・貸与 ————— P 5～8
- (2) 重度身体障害者住宅整備費の助成 ————— P 8
- (3) 運転免許取得費用の補助 ————— P 9
- (4) 自動車改造費用の助成 ————— P 9
- (5) 駐車禁止区域の駐車許可 ————— P 9

年金・手当・共済制度

- (1) 障害基礎年金 ————— P 10～11

税金・公共料金等の減免

- (1) 国税 ————— P 12
- (2) 地方税 ————— P 13～14
- (3) 運賃の割引 ①JR運賃の割引 ————— P 15
- ②バス運賃の割引 ③航空運賃の割引 ————— P 16
- ④有料道路の通行料金の割引 ⑤タクシー料金の割引 ————— P 17
- (4) 公共料金の減免等 ————— P 17

特定疾患公費負担制度 ————— P 18

障害程度別福祉対策一覧表 ————— P 19～20

身体障害者手帳の交付

(1) 身体障害者(児)の範囲と等級

身体障害者手帳には障害の程度により1級から6級までの区分があります。(肢体不自由については、7級に該当する障害が2以上重複するときは6級になります。)

手帳の交付をうけることができる障害の範囲は次のとおりです。

1. 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- ① 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
- ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ③ 両眼の視力がそれぞれ10度以内のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ④ 平衡機能の著しい障害

3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失
- ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

4. 次に掲げる肢体不自由

- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

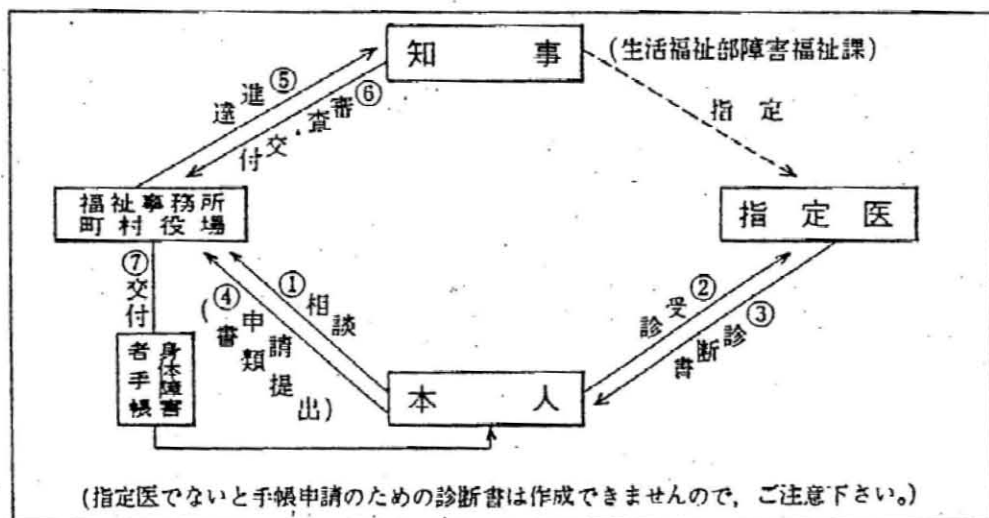
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸又は小腸の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限をうける程度であると認められるもの

(2) 身体障害者手帳の取得や変更するための手続

<交付申請手続>

手帳の交付を受けるには、まず、居住地の福祉事務所で相談し、申請に必要な書類（交付申請書・診断書用紙）を受け取り、指定医師の診断を受けてからその福祉事務所で交付申請手続をします。

指定医師については、居住地の福祉事務所でおたずねください。



<変更・再交付申請手続>

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地、氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の福祉事務所に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の福祉事務所に届け出てください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

<返 還>

手帳の交付をうけた方が死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

日常生活の援助

(1) 日常生活用具の給付・貸与

日常生活がより円滑に行われるために、次の障害の種類及び程度にあたる方に対し、必要に応じて日常生活用具が給付されます。ただし、本人及び家族の前年の所得税額に応じて費用の一部を負担していただく場合があります。

(貸与については所得税非課税世帯に限られます。)

〈窓口〉 市町村又は福祉事務所

〈給付種目〉

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
肢 体 不 自 由 者 向	1 浴 槽	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学令児以上)	障害者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準ずるものとし、実用水量150ℓ以上のもの。
	2 湯 沸 器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学令児以上)	常温において水温を25℃上昇させたとき、毎分10ℓ以上給湯できるもの。
	3 便 器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学令児以上)	障害者が容易に使用しうるもの。 (手すりをつけることができる。)
	4 特殊便器	上肢障害2級以上 (学令児以上)	足踏ペダルにて温水温風を出しうるもの。
	5 特殊マット	① 下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る) (18才以上) ② 下肢又は体幹機能障害2級以上 (3才以上～18才未満)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
	6 特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 (18才以上)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
	7 訓練用 ベ ッ ト	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学令児以上～18才未満)	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの。
	8 訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上 (3才以上～18才未満)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
肢 体 不 自 由 者 向	9 電動タイプ ライター	① 上肢障害2級以上又は言語・ 肢体複合障害2級以上(文字を 書くことが困難な者に限る。) (18才以上) ② 上肢障害2級以上 (学令児以上～18才未満)	障害者が容易に使用し得るもの。 (プロテクター等を付帯すること ができる。)
	10 ワードプロ セッサ	上肢障害2級以上又は言語・肢体 複合障害2級以上(文字を書くこ とが困難な者に限る。) (学令児以上)	障害者が容易に使用し得るもの。 (プロテクター等を付帯すること ができる。)
	11 電動歯ブラ シ	上肢障害2級以上(手動歯ブラシ 使用が困難な者。)	障害者又は介護者が容易に使用し 得るもの。
	12 特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時 介護を要する者に限る。) (学令児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、 障害者又は介護者が容易に使用し 得るもの。
	13 入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入 浴に当たって家族等、他人の介助 を要する者に限る。)(3才以上)	障害者を担架に乗せたままリフト 装置により入浴させるもの。
	14 体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下 着交換等に当たって家族等、他人 の介助を要する者に限る。) (学令児以上)	介護者が障害者の体位を変換させ るのに容易に使用し得るもの。
盲 人 向	15 盲人用テー プレコーダー	視覚障害2級以上 (学令児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るも の。
	16 盲人用時計	視覚障害2級以上(なお音声時計 は手指の触覚に障害がある等のた め触試式時計の使用が困難な者を 原則とする。)(18才以上)	視覚障害者が容易に使用し得るも の。
	17 盲人用タイ ムスイッチ	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯 及びこれに準ずる世帯) (18才以上)	視覚障害者が容易に使用し得るも の。
	18 盲人用カナ タイプライター	視覚障害2級以上 (学令児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るも の。
	19 点字タイプ ライター	視覚障害2級以上(本人が就労も しくは就学しているか又は就労が 見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るも の。

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
盲 人 向	20 盲人用電卓	視覚障害2級以上（就労している者、主婦又はこれに準ずる者を原則とする。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	21 電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18才以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	22 盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学令児以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	23 盲人用秤	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学令児以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
ろう あ 者 向	24 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）（18才以上）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
	25 ガス警報器	喉頭摘出等により嗅覚機能をそう失した者（喉頭摘出等により嗅覚機能をそう失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18才以上）	ガス漏れを音等により容易に知覚できるもの。
内 部 障 害 者 向	26 透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（3才以上）	透析液を加温し一定温度に保つもの。
	27 酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者（18才以上）	障害者が容易に使用し得るもの。
共 通	28 火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
	29 自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。
	30 緊急通報装置	ひとり暮らしの重度身体障害者（18才以上）	障害者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
共 通	31 重度障害者 用意志伝達装 置	両上下肢の機能の全廃及び言語機能 を喪失した者であって、コミュニ ケーション手段として必要があ ると認められる者。(18才以上)	まばたき、筋電センサー等の特殊 な入力装置を備え、障害者が容易 に使用し得るもの。

<貸与種目>

種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
通 話 電 話	難聴者又は外出困難な身体障害者 (原則として2級以上) であって コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要性があると認め られる者(障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。
フ ェ ッ ク ス	聴覚又は音声・言語機能障害3級 以上であって、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として必要 性があると認められる者(電話(難 聴者用の電話を含む。)によるコミ ュニケーション等が困難な障害者 のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。

(2) 重度身体障害者(児)住宅等整備費の助成

重度の身体障害者(児)の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成しています。

<対象者>

- | |
|---|
| <p>① 下肢又は体幹の障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳をもっている方</p> <p>② 重度身体障害者の属する世帯の前年分所得税額が非課税であること。</p> |
|---|

<住宅改造の例> 台所、浴室、便所、居室、玄関、廊下等

<助成額> 改造費用(700,000円を限度)の3/4(525,000円を限度)を助成します。
改造費用の1/4及び700,000円を超えた分は自己負担になります。

<実施対象窓口> 市町村

(3) 運転免許取得費用の補助

重度身体障害者が、自動車運転免許を取得するために茨城県指定自動車教習所において要した費用について、補助します。

<対象者>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に住所地を有し、1級～4級の手帳の交付を受けている方 ② 就労等のために免許を取得する方 ③ 運転適正試験に合格した方 ④ 本人又は扶養義務者の前年の所得税額が年32,400円以下である方 |
|---|

<補助基準> 教習費用のうち150,000円を限度として、その3分の2以内を補助します。
(必ず自己負担分があります。)

<窓口> 茨城県身体障害者福祉団体連合会 〒310 水戸市千波町後川745
TEL 0292(41)8295 県立県民福祉センター内

(4) 自動車改造費用の助成

重度の身体障害者が、就労等のため自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要があるときに、その費用を助成します。

<対象者> 1・2級の上肢、下肢又は体幹機能障害者で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する方

<助成額> 実費(10万円を限度)

<実施主体> 県・市

(5) 駐車禁止区域内の駐車許可

身体障害者手帳又は、療育手帳の交付を受けている歩行困難な方が使用中の車両について、申請により、駐車禁止除外車両として「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けたときは、県公安委員会が駐車を禁止した区域内でも、他の交通の妨げにならない限り必要最少限の駐車が可能になります。

<対象者>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 下肢又は体幹機能障害で5級以上の方 ② 視覚障害で2級以上の方 ③ 内部機能障害で3級以上の方 ④ 療育手帳の判定がA又Aの方 |
|--|

○ 家族の運転でも認められる場合があります。

年金・手当・共済制度

心身障害児・者またはその養育者に給付される年金・手当などには次のものがあります。ただし、支給要件となる障害程度などについては目安として示してありますので、くわしくは窓口でおたずねください。

(1) 障害基礎年金

国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障害者になった場合に支給されます。

〈障害程度〉 ※目安として示してあります。くわしくは窓口で。

一級	① 身体障害者手帳の1～2級に該当する者 ② 療育手帳の(A), Aに該当する者
二級	① 身体障害者手帳の3級及び4級の一部に該当する者 ② 療育手帳のB程度に該当する者

認定日において上記障害の程度に該当することが必要です。

(認定日とは、病気やけがにより、初めて診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または、その期間内に障害の状態が固定したときは、その日をいいます。)

なお、認定日に、障害の程度が軽かった人が、その後65歳になるまでの間に障害が重くなり、障害等級表に該当した場合(これを事後重症といいます。)にも支給されます。

〈支給要件〉

保険料の納付状況が、初めて診療を受けた日(初診日)の前日で、次のいずれかに該当していること。

ア) 最近の1年間が、保険料をすべて納めている期間になっていること。

イ) 保険料の滞納期間が被保険者期間のうちの3分の1以上とならないこと。

〈申 込〉

○初診日における加入制度が国民年金である者	市町村役場
○初診日における加入制度が厚生年金である者	社会保険事務所

<その他>

20歳前の傷病により20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）に障害等級表1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある場合にも支給されま
す。

ただし、この場合本人の前年の所得が一定額以上あるときは、支給制限されます。

（申込は市町村役場）

<年金額> 平成3年度

1級障害基礎年金 877,500円（月額73,125円）

2級障害基礎年金 702,000円（月額58,500円）

障害基礎年金をうける人に扶養されていた18歳未満の子または20歳未満で障害の程度
が1級・2級の子がいるときは、下記の額が加算されます。

子の加算額

第1子及び第2子 年額 202,400円

第3子以降 年額 67,500円

<年金支給月>

基礎年金の支払月は、2月、5月、8月、11月となります。

（新制度発足以前に拠出制の障害年金を受給している方は、支払月が、3月、6月、
9月、12月となります。平成元年10月より支払月が2月、4月、6月、8月、10月、12
月になる予定です。）



192-1

税金・公共料金等の減免

心身障害者本人や、心身障害者を扶養している方などに対して、税金の減免、公共料金等の割引などの制度があります。

(1) 国 税

	事 項	根拠法令条項	内 容	窓 口
所 得 税	障害者控除 (特別障害者控除)	所得税法 第79条	居住者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ○一般の障害者の場合(1人につき) (3～6級) 27万円 ○特別障害者の場合(1人につき) (1, 2級) 35万円	税務署 又は 税務 相談室
	同居特別障害者 扶養控除 (所得税)	租税特別措置法 第41条の14 1項	同居している扶養親族又は控除対象配偶者が、特別障害者に該当する場合には、扶養控除又は配偶者控除に加えて30万円を所得金額から控除する。	
	地方公共団体が 心身障害者に関 して実施する共 済制度に基づい て受ける給付の 非課税	所得税法 第9条 1項③、 同施行令 第20条 2項	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給する場合の当該給付金を非課税とする。	
相 続 税	心身障害者共済 制度に基づく給 付金の受給権の 相続における非 課税	相続税法 第12条 1項④	精神もしくは身体に障害のある者(心身障害者)又はその者を扶養する者が条例の規定により地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を相続した場合、相続税を課さない。	同 上
	相続における障 害者控除	相続税法 第19条の4	身体障害者が相続により財産を取得した場合、当該障害者が、70歳に達するまでの1年につき6万円(特別障害者について12万円)を乗じた金額を税額から控除する。 (63年1月1日以後相続した財産に係るもの)	

~~192-2~~
192-2

事 項	根拠法令条項	内 容	窓 口
特別障害者に対する贈与税の非課税	相続税法 第21条の4	特別障害者扶養信託契約により特別障害者である受益者に対しては、信託受益権の価格が6,000万円までは、贈与税を課さない。	

(2) 地 方 税

事 項	根拠法令条項	内 容	窓 口
住 民 税	障害者控除 地方税法 第34条 1項⑤ 第314条の2 1項⑤	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が障害者(3～6級)である場合には、障害者1人につき26万円を控除する。	市町村 県民税 は県税 事務所
	特別障害者控除 地方税法 第34条 1項⑤ 第314条の2 1項⑤	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が特別障害者(1,2級)である場合には28万円を控除する。	
	非課税限度額 地方税法 第24条の5 1項③ 第295条 1項	障害者、未成年者、老年者又は寡婦であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が125万円以下の者については、住民税に係る所得割を課さない。	
	同居特別障害者扶養控除 地方税法 第34条 4項 第314条の2 3項	同居している扶養親族又は控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合には、扶養控除又は配偶者控除に加えて21万円を所得金額から控除する。	
心身障害者扶養 共済制度に係る 掛金の控除 地方税法 第34条 1項④□ 第314条の2 1項④□ 同施行令 第7条の14の2 第48条の7 2項	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を所得金額から控除する。		
事業税	地方税法 第72条 7項⑤ 同施行令 13条	重度の視力障害者(失明者又は両眼の視力0.06以下の者)があん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税とする。	県 税 事務所

		障害の区分	障害の等級	窓口				
○自動車税、軽自動車税の減免 地方税法 第162条 第454条	身 体 障 害	視覚障害	1級から4級	県 税 事 務 所 (自動車 税・自動車 取得税)				
		聴覚障害	2級及び3級					
		平衡機能障害	3級					
		上肢不自由	1級及び2級					
		下肢	身体障害者が運転する場合		1級から6級			
		不自由	生計を一にする者が運転する場合		1級から3級			
		体幹	身体障害者が運転する場合		1級から3級及び5級			
		不自由	生計を一にする者が運転する場合		1級から3級			
		○自動車取得税の減免 地方税法 第699条 の17	者 下 帳		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	市 町 村 (軽自動車 税)
						移動機能	1級から6級	
心臓機能障害	1級及び3級							
じん臓機能障害	1級及び3級							
呼吸器機能障害	1級及び3級							
ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級							
小腸機能障害	1級及び3級							
療育手帳	精神薄弱者			療育手帳の障害程度が「A」「A」				
条件	1) 上記の方が所有する自動車を①自分で運転する場合 ②専ら上記の方のために家族が運転する場合 2) 自家用自動車(白ナンバー)に限ります。 3) 構造変更の有無は問いません。 4) 1人の身体障害者について1台に限ります。							
証明	資格証明を受けて下さい。			福 祉 事 務 所				

(3) 運賃の割引

1) 旅客鉄道株式会社 (J. R) 運賃の割引

種 別	乗車券	割 引 内 容		割引率		
第1種 身体障害者	単 独	普通	片道101キロ以上旅行のとき		5割	
		回数	×		×	
		急行	×		×	
		定期	×		×	
	(介護者は一名まで) 介護者つき	普通	身体障害者・介護者とも		5割	
		回数	身体障害者・介護者とも		5割	
		急行	身体障害者・介護者とも(特別急行券は除く)		5割	
		定期	身体障害者・介護者とも (注) 1. 身体障害者が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売		5割	
第2種 身体障害者	単 独	普通	片道101キロ以上旅行のとき		5割	
		回数	×		×	
		急行	×		×	
		定期	×		×	
	(介護者は一名まで) 介護者つき	普通	×		×	
		回数	×		×	
		急行	×		×	
		定期	身体障害者が 小児(12歳未 満)のとき	身体障害者	×	×
				介護者	通勤定期乗車 券を発売	5割
			上記以外	×		×

注1 身体障害者が幼児の場合、小児乗車券を割引購入すれば介護者も同様の割引の取り扱いがなされます。

注2 第1種、第2種の別については手帳に記載されています。

<窓 口> 各駅等 身体障害者手帳を提示して下さい。

2) バス運賃の割引

種 類	利 用 で き る 方	割 引 率
普通乗車券	手帳所有者と第1種の障害者の介護者	5 割
定期乗車券	鉄道に準じます	3 割

<窓 口> 各バス会社窓口等

身体障害者手帳を提示するだけで割引がなされます。

3) 航空運賃の割引

内 容	利用できる方	窓 口	割 引 等	
日本航空、全日本空輸、日本エアシステム、南西航空、日本近距離航空の定期航空路線の国内線全区間	①第1種身体障害者は、身体障害者手帳を提示すれば割引がなされます。	本人、介護者とも25%割引 (小児を除く)	各航空会社支店、営業所および指定代理店	
	②下記の障害者(これより重度の方)が福祉事務所で証明を受けた場合本人に限り割引されます。			
	視 覚 障 害			4 級
	聴 覚 障 害			4 級
	平 衡 機 能 障 害 音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害			3 級
肢 体 不 自 由	下 肢 不 自 由	4 級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能)	4 級		

4) 有料道路の通行料金の割引

対 象	肢体不自由者が、足代りとして自ら運転する自動車で、本人又はこれと生計を一にする者が所有するもの。 (ただし営業用の自動車は除く)
割 引 率	通行料金の半額
利用手続	住所地を所轄する福祉事務所に身体障害者手帳、自動車検査証、免許証、印かんを持参すれば、手帳に押印のうえ割引証が交付されます。

<窓 口> 福祉事務所

5) タクシー料金の割引

身体障害者手帳をもっている方は県内の利用において、タクシー料金の割引が受けられます。

<割 引 額> 運賃及び料金の1割

<割引申請> ①身体障害者タクシー運賃割引申込書(タクシー乗務員所持)
②身体障害者手帳の提示

<適用区域> 茨城県内

(4) 公共料金の減免等

1) NHK受信料の減免

次の方はNHKの受信料が減免されます。ただし、福祉事務所又は町村役場で申請書に証明を受ける必要があります。

<対 象 者>

全額免除	(1) 身体障害者がいる世帯で、市町村長が貧困であると認める世帯。 (2) 重度の精神薄弱者がいる世帯で、その世帯のすべての人が市町村民税非課税の場合
半額免除	(1) 視覚障害者、聴覚障害者又は肢体不自由者(1級、2級のみ)が世帯主の場合

特定疾患公費負担制度

特定疾患は、治療がきわめて困難で、かつ医療費が高額である難病患者を対象に、医療の確立と普及を図る目的で、医療保険の自己負担分を全額公費負担する。いわゆる国が行なう「特定疾患治療研究事業」制度です。

私たちのパーキンソン病（本態性、YahrのStage 3以上で生活機能症度Ⅱ、Ⅲ度のもの）この制度が対象に成ります。最寄りの保健所から「特定疾患医療券交付申請書」をいただき必要事項を記入の上、申請者の住所地を管轄する保健所を經由して知事に提出しますが、添付書類として、主治医の診断書（特定疾患治療研究患者診断書）及び住民票（抄本）が必要です。なお、申請書が受理され承認されると「特定疾患医療券」が交付されますが、有効期間は一年ですので引続き継続の申請が必要です。

また、この制度は、茨城県と委託契約を結んだ医療機関に皆さんの治療の研究を委託し、県と国がその費用を医療機関へ支払うことになっているので、万一、皆さんがかかっている医療機関が県と委託契約を結んでいない場合には、保健所に「委託契約書」がありますので、医療機関にもって行って県と委託契約をして下さるよう依頼して下さい。（県外の医療機関の場合でも同じです）

